

佐潟周辺自然環境保全連絡協議会設置要領

(目的)

第1条 「佐潟周辺自然環境保全計画」の具体的取組を推進するため「佐潟周辺自然環境保全連絡協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(取組事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の取組みを円滑に行うことができるよう協議する。

- (1) 潟及びその周辺を含めた地域の環境保全
- (2) 多種多様な動植物が生育・生息しやすい環境づくり
- (3) 昔から培われてきた賢明な利用の推進及び新たな賢明な利用の発信
- (4) 佐潟水鳥・湿地センターを拠点とした質の高い活動の展開，国内外における連携
- (5) 調査・研究の推進による定期的な環境変化の把握

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係者をもって構成する。

- (1) 地域住民，地元関係団体
 - (2) NGO・NPO
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関
- 2 協議会の検討事項に応じ、関係者の参加について調整を行うことができる。

(座長)

第4条 協議会に座長1名を置く。

- 2 座長は、会員の互選により選出する。
- 3 座長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長不在の時には、座長が協議会員の中から座長代理者を指名する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて座長が招集する。

(公開)

第6条 協議会の会議は、希少種及び個人情報の保護について支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知する。
- 3 協議会の会議の議事結果は、要旨を取りまとめて、ホームページ等で公開する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、新潟市環境部環境政策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、平成18年8月11日から施行する。

この要領は、平成26年8月7日から施行する。